

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請受付について (旧生産性向上特別措置法関係)

1 概要

奥州市では「中小企業等経営強化法」に基づき、市内に事業所を有する中小企業者が計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるために策定する「先端設備等導入計画」を審査し、本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。

認定を受けられた中小企業者は、固定資産税の特例措置等の支援策に申請することができます。

先端設備等導入計画の認定を受けられる方は、本要領をご参照のうえ、ご申請ください。

2 認定を受けられる中小企業者

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。また、本市が認定を行うのは、市内にある事業所において設備投資を行うものとなります。

中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業（※）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

3 先端設備等導入計画の主な要件

中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、本市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年、4年又は5年の期間で目標を達成する計画であること
労働生産性の向上の目標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること（注1） ○労働生産性の算定式 （営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること（注1） 【減価償却資産の種類】（注2） 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

（注1）労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する見込みであることについて、事前に認定経営革新等支援機関の確認を受け、確認書を受領してください。

(注2) 固定資産税の特例措置は対象となる設備の要件が異なりますのでご注意ください。

4 認定のポイント

- ・導入促進基本計画に適合するものであること
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会、金融機関等）において事前確認を行った計画であること

5 固定資産税の特例を受けるための要件

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、下記の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税（償却資産）の特例を受けることができます。※償却資産として課税されるものに限る。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く※） ※1 「大企業」とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。 ※2 「大企業の子会社」とは、発行済み株式又は出資の総額又は総額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人、発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上が大企業の所有に属している法人をいいます。
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ・機械装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（家屋一体で効用を果たすものを除く）（60万円以上）
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと ・市の導入促進基本計画に適合すること
特例措置	・賃上げ方針無し：固定資産税の特例措置無し ・1.5%以上の賃上げ方針有り：固定資産税の課税標準を3年間、1／2に軽減 ・3%以上の賃上げ方針有り：固定資産税の課税標準を5年間、1／4に軽減 ※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、令和9年3月末までに取得した設備に関して固定資産税の課税標準が軽減されます。

(注意)

先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」とは異なりますので、ご注意ください。

6 申請時必要書類

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書（別紙先端設備等導入計画含む）【様式第22】
- ・導入促進基本計画に適合することを確認するための補足資料【補足様式】
- ・個人情報の利用に関する同意書【同意書様式】

- ・先端設備等導入計画に関する確認書【認定支援機関確認書】
- ・直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書、個別注記表など）
- ・会社内容等の事業概要が確認できる書類（パンフレットやホームページ公開資料等）
- ・その他、市長が必要と認める書類

【固定資産税の特例を受ける場合に追加する書類】

- ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書【認定支援機関確認書】
- ・（ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合）
リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

【賃上げ方針を表明する場合に追加する書類】

上記書類に加え、

- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

7 先端設備等導入計画を変更する場合の手続き

すでに先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、新たに設備投資等を行うために先端設備等導入計画を変更する場合は、下記書類により申請してください。

- ・先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書【様式第 23】

※認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。

- ・先端設備等導入計画に関する確認書【認定支援機関確認書】
- ・旧先端設備等導入計画一式の写し（認定後返送されたものの写し）

【固定資産税の特例を受ける場合に追加する書類】

- ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書【認定支援機関確認書】
- ・（ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合）
リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

なお、令和 7 年度の税制改正により、令和 6 年度以前に先端設備等導入計画の認定を受けている場合でも、令和 7 年 4 月 1 日以降、新たに設備を取得し、固定資産税の特例の適用を受けようとする場合には、令和 7 年 4 月 1 日以降に当該設備に係る先端設備等導入計画を新様式で新規申請し、認定を受ける必要があります。